



稲作農業の実態と今後の見通し

1 はじめに

稲作は日本農業の根幹であり、今も農家の8割近くは稲作を行っており、米は日本の穀物生産量の91%を占め、自給カロリーの6割は米から供給されている。しかし、日本の稲作はその零細性のためにコストが高く、現在は高関税率とミニマムアクセスの国家管理によって海外の米との競争から守られているが、その関税率も、現在のWTO交渉で引き下げられる可能性があり、また今後のFTA交渉においても米の国境措置が問題になる可能性がある。

こうした国際的な環境変化のなかで日本の稲作の体質強化が求められており、来年度より日本の稲作の零細性の克服をめざした米政策改革が実施されることになった。しかし、日本の稲作の担い手は高齢化が進行しており、今後、農家の世代交代に伴って稲作の構造改革が進むという見方はできるものの、稲作の生産現場では新しい米政策に対する戸惑いがみられ、現場から乖離した政策であるとの批判も多くある。

本稿は、今回の米政策改革の可能性と課題を探るため、2000年センサス、生産費調査等の統計データと、栃木県の集落で実施したアンケート調査の結果から、稲作農業

の実態と今後の展望を検討する。

2 稲作農業の実態

まず、2000年農業センサス等の統計データから、稲作農業の実態を概観する。

(1) 稲作農家

稲作農家戸数は、農家戸数全体の減少、作付面積減少とともに減少を続けており、60年には稲作農家は527万戸あったが、80年に383万戸、00年には238万戸まで減少して^(注1)いる。農家戸数全体に占める稲作農家の割合は、60年には87%であり、00年では76%に低下しているものの、農家の大部分が稲作を行っていることには変わりがない。

最近の動向をみると、95年から00年までの5年間で稲作農家は16.8%減少した。この減少率は90年から95年までの減少率(10.0%)よりかなり大きいですが、これは、この間の米価の大幅な低下、生産調整の強化や、農家の高齢化・後継者不足が原因である。この間の増減を規模別にみると、すべての階層で減少しているが、特に中位層の減少が大きく、また95年までは増加していた5.0ha以上も減少していることが注目される(第1表)。

(注1)ただし、「土地持ち非農家」(農地を所有し

第1表 稲作付面積規模別農家数

(単位 千戸, ha/戸, %)

		90年	95	00	95/90	00/95
都府県	0.5ha未満	1 910	1 603	1 451	16.1	9.5
	0.5～1.0	744	686	511	7.8	25.4
	1.0～2.0	368	381	274	3.7	28.0
	2.0～3.0	79	96	68	21.1	28.9
	3.0～5.0	29	45	33	56.4	27.6
	5.0以上	6	14	13	153.6	6.8
	小計	3 135	2 825	2 351	9.9	16.8
稲作付面積		1 928	1 955	1 635	1.4	16.4
平均面積		0.61	0.69	0.70	12.5	0.5
北海道	1.0ha未満	8	5	3	36.0	30.8
	1.0～3.0	12	7	6	38.4	20.9
	3.0～5.0	11	7	6	35.5	19.9
	5.0～10.0	10	11	9	17.7	23.4
	10.0以上	1	3	3	422.5	15.0
	小計	41	34	27	16.8	22.3
	稲作付面積		146	163	135	11.6
平均面積		3.54	4.74	5.05	34.0	6.4
全国計	稲作農家	3 176	2 859	2 378	10.0	16.8
	稲作付面積	2 074	2 118	1 770	2.1	16.4
	平均面積	0.65	0.74	0.74	13.4	0.5

資料 農業センサス,「耕地及び作付面積統計」

(注)1 「自給的農家」の稲作は0.5ha未満に算入。

2 2000年農業センサスでは自給的農家を含めた稲作農家戸数の統計がないため「米麦の出荷等に関する基本調査」のデータから推計。

ているが貸しているなどして自らは農業は営んでいない世帯,あるいは農業を営んでいるが農地面積が1.0a未満であるため「農家」の定義から外れる世帯)が00年において109万7千戸あり,土地持ち非農家のなかにも稲作を行っている世帯がかなりあると考えられる。

(2) 経営規模(稲作付面積)

(注2)

1戸当たりの稲作付面積は0.74ha(00年)

であり,日本の稲作経営は依然として零細で,そのほとんどが兼業農家によって担われている。

規模別にみると,稲作付面積0.5ha未満が59.1%を占めており,1.0ha未満が全体の82.3%を占めている。一方,3.0～5.0haは3万8千戸,5.0ha以上は2万5千戸に過ぎない。ただし,3.0ha以上の戸数は2.6%に過ぎないが,作付面積で

は22.3%,販売数量では28.5%を占めており,一方で,戸数で59.1%を占める0.5ha未満は,作付面積で21.8%,販売数量では11.0%を占めるに過ぎない(第2表)。

地域別にみると,北海道は別格であるが,東北(1.1ha)と北陸(1.1ha)も比較的規模が大きい。その一方で,東海,中国,四国,九州は東北,北陸の半分程度であり,地域差が大きい。5.0ha以上の稲作農家は24,586戸あるが,そのうち北海道が11,567戸,東北地方が6,126戸である。また,10.0ha以上の稲作農家は5,184戸あるが,北海道が2,961戸,秋田県が604戸(ほとんどが大潟村)であり,この2道県

で7割を占めている。このように,稲作の大規模経営は地域的に限られており数も少ない。

(注2) 稲作付面積には「法人経営」「土地持ち非農家」によるものも含まれており,厳密に言えばそれらを差し引いて農家の平均作付面積を計算する必要があるが,ここではすべて農家の作付けであるとして平均を算出した。

第2表 稲作付面積規模別割合(2000年)

(単位 千戸,千ha,千トン,%)

	米生産農家		米販売農家		稲作付面積		米販売数量	
	戸数	割合	戸数	割合	面積	割合	数量	割合
0.5ha未満	1 360	59.1	663	44.2	351	21.8	578	11.0
0.5～1.0	534	23.2	458	30.5	367	22.8	1 113	21.2
1.0～1.5	189	8.2	173	11.5	225	14.0	819	15.6
1.5～2.0	85	3.7	80	5.3	145	9.0	567	10.8
2.0～3.0	69	3.0	66	4.4	164	10.2	677	12.9
3.0～5.0	38	1.6	36	2.4	142	8.8	599	11.4
5.0以上	25	1.0	24	1.6	217	13.5	898	17.1
計	2 299	100.0	1 501	100.0	1 608	100.0	5 251	100.0

資料 食糧庁「米麦の出荷等に関する基本調査」「米穀生産者の階層別売渡状況調査」

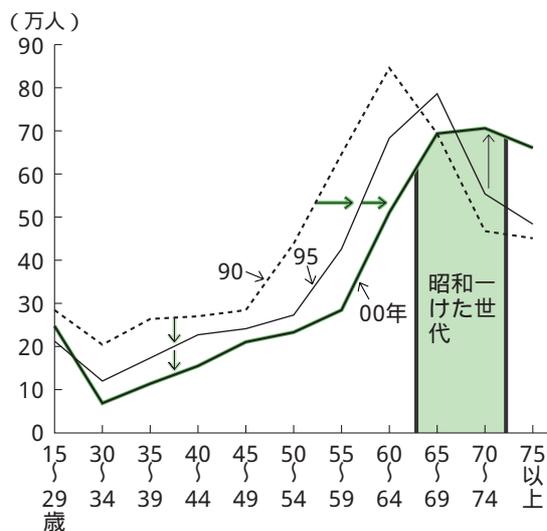
(注) 本表の「米生産農家」は第1表の「稲作農家」とは多少定義が異なる。

(3) 農業就業人口・農業従事者

日本農業の担い手は急速に高齢化が進行している。00年において農業就業人口（農業だけに従事したか、他産業に従事しても農業が主の農家世帯員〔販売農家〕）389万人のうち65歳以上が53%を占めており、大きな山を形成してきた「昭和一けた世代」^(注3)のりタイヤが本格化する時期が到来している（第1図）。

一方、農業従事者（農業に年間1日でも従事した15歳以上の農家世帯員〔総農家〕）は858万人おり、農業従事者も「昭和一けた世代」が山になっているが、50歳未満の農業従事者も312万人いる（第2図）。農家世帯員のうち農業に従事している人の割合は64%であり、20代こそ比率は低いものの、30代からは農業従事者の比率は急速に上昇しており、50代、60代では9割以上の農家世帯員が農業に従事している（第3図）。このように、農家の世帯員は、農業専業で

第1図 年齢別農業就業人口

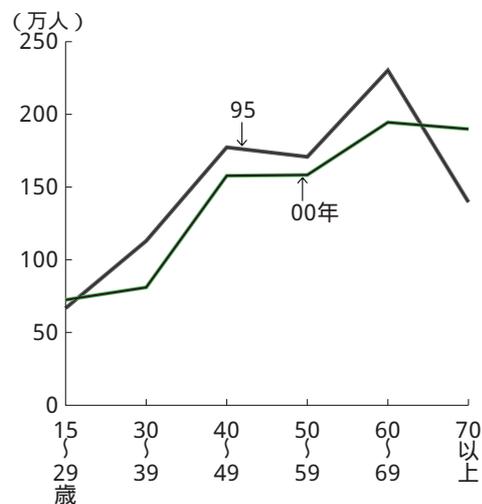


資料 農業センサス

はないにしても何らかのかたちで農業に従事している人がほとんどである。ただし、問題は現在の20代、30代の農家世帯員が今後50代になって農業に従事するようになるかであるが、今後一定部分は農業から離脱していくことが予想される。

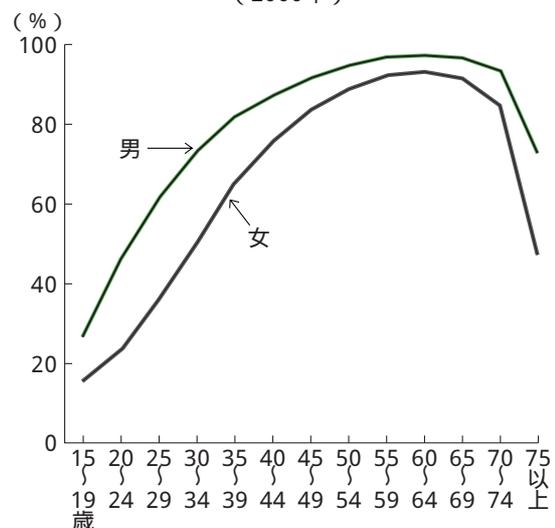
(注3)「昭和一けた世代」は昭和元年(1926年)

第2図 農業従事者の年齢構成



資料 第1図に同じ

第3図 農家世帯員に対する農業従事者の割合 (2000年)



資料 農業センサス(2000年)

(注) 各年齢区分ごとに農業従事者数を農家世帯員で割ったもの。

から昭和9年（1934年）に生まれた人であり、終戦時（1945年）には10代であった。高度経済成長が始まる1955年には20代になっており、この世代の人は、高度経済成長を迎える前に農業を職業として選択しており、その後、恒常的勤務先として他産業に就職することなく戦後の日本農業を中核的に支えてきた。高度経済成長が始まった後に人生の進路を決め職業を選択した「昭和二けた世代」とは、出発点はかなり異なっている。その「昭和一けた世代」は、2000年には65～74歳になっており、現在（2004年）は69～78歳である。

（4）作業受委託・農地賃貸借

このように日本の稲作経営は零細であり、規模拡大も徐々にしか進んでいないが、小規模農家にとっては米価低下のなかで農業機械の購入（買い替え）が困難になってきており、作業受委託や農地の賃貸借が増大している。

北海道を除いた都府県のデータでみると、稲作農家197万1千戸（販売農家）のうち、耕起・代かき作業を委託している農家は27万1千戸、田植を委託している農家は33万9千戸、収穫作業（稲刈・脱穀）を委託している農家は56万2千戸あり、稲作農家（販売農家）の3割は収穫作業を自らは行っていない（第3表）。作業を委託している割合は経営規模が小さい農家ほど高く

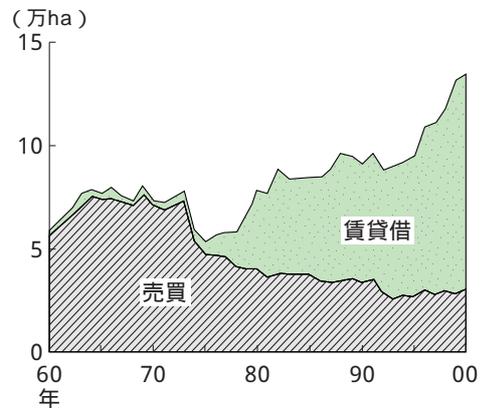
第3表 稲作農家の作業委託割合
（都府県、販売農家、2000年）

		稲作農家		育苗		耕起・代かき		田植		稲刈・脱穀		乾燥・調整		
		戸数	割合	戸数	割合	戸数	割合	戸数	割合	戸数	割合	戸数	割合	
経営 耕地 面積	0.5ha未満	437	33.9	148	22.1	96	110	161	36.8	214	49.0			
	0.5～1.0	714	25.6	183	15.5	111	138	226	31.6	335	46.9			
	1.0～2.0	532	15.9	85	9.4	50	69	132	24.7	208	39.1			
	2.0～3.0	163	9.6	16	5.8	9	14	29	17.7	48	29.7			
	3.0～5.0	89	7.4	7	3.8	3	5	11	12.8	21	24.2			
	5.0以上	37	6.7	2	3.4	1	2	4	9.6	7	19.8			
計		1971	22.3	440	27.1	13.8	339	17.2	562	28.5	834	42.3		

資料 農業センサス

（注）「割合」は作業委託農家戸数を稲作農家戸数で割ったもの。

第4図 農地流動化の動向



資料 農林水産省「食料・農業・農村白書」付属統計表

（注）1 「賃貸借」には利用権設定も含む。
2 耕作目的の権利移動で転用目的は含まない。

なっており、逆に、経営規模が大きいほど作業を請け負っている割合が高い。農家（都府県、販売農家）が作業を請け負った面積は、全作業3万1千ha、耕起・代かき6万8千ha、田植8万ha、稲刈・脱穀17万2千haであり、稲刈・脱穀の受託面積は稲作付面積の1割を超えている。

作業の部分的な委託は次第に作業の全面委託に発展し、その次の段階として農地の賃貸借に移行すると考えられる。農業センサスによると、田の借入面積は00年で36万7千haあり、95年に比べて23%増え、90年

に比べると53%増えており、借入面積は田の総面積の14%に達している（第4図）。

（注4）第4図における賃貸借は、農地法、農業経営基盤強化促進法に基づくもののみであり、農業センサスの借入面積とは乖離している。

(5) 農業機械

作業受委託，農地賃貸借の増大の背後には農業機械の所有状況の変化がある。日本では，60年代に耕耘機，70年代に乗用型トラクター，田植機，収穫機（バインダー，コンバイン）が普及し，70年代には稲作の機械化体系が完成した。その結果，稲作の労働生産性は飛躍的に上昇した（60年から00年の40年間で10 a 当たりの労働時間は5分の1に減少）が，この間，米価は生産費所得補償方式により零細農家も農業機械が買える水準に設定されたため，農家は生産性の上昇による労働の余剰を兼業労働に振り向け，農業機械化は必ずしも稲作経営の規模拡大につながらなかった。しかし，米の生産調整の拡大，米価の低下，後継者不足等により，近年では農業機械の更新を行わない農家が増加している。

農業機械の所有状況（都府県，販売農家）をみると，稲作農家197万1千戸に対して，農業機械を所有している農家戸数（共有を含む）は，田植機139万7千戸，コンバイン101万3千戸，バインダー57万4千戸であり，稲作農家の3割は田植機を持っておらず，収穫機（バインダー，コンバイン）を所有していない農家も多くある（第4表）。特に，経営規模が小さい農家ほど農業機械の所有割合は低くなっている。現在の農業機械の販売台数をみると，農業機械を所有しない稲作農家は今後さらに増加する見込みである。

(6) 農家以外の農業事業体

00年において「農家以外の農業事業体」

第4表 稲作農家の農業機械所有率
（都府県，販売農家，2000年）

（単位 千戸，千台，%）

	稲作農家	田植機		コンバイン		バインダー	
		戸数	割合	戸数	割合	戸数	割合
経営耕地面積							
0.5ha未満	437	251	57.5	142	32.6	152	34.7
0.5～1.0	714	488	68.3	334	46.7	229	32.1
1.0～2.0	532	412	77.4	321	60.3	138	26.0
2.0～3.0	163	136	83.5	116	71.1	33	20.6
3.0～5.0	89	77	87.3	69	78.0	16	17.7
5.0以上	37	33	90.0	31	83.9	6	15.5
計	1,971	1,397	70.9	1,013	51.4	574	29.1

資料 第3表に同じ
（注）「割合」は農業機械所有農家戸数を稲作農家戸数で割ったもの。

の数は10,554（うち有限会社2,601，任意組合2,190，農事組合法人1,341）あり，95年に比べて有限会社，任意組合の数が増加した。これらの事業体による水稻の作付面積は18,165ha（00年）で95年に比べて51.1%増加しており，また，作業を請け負った面積は，全作業2,844ha（95年に比べて23.6%増），耕耘・代かき5,931ha（54.2%増），田植6,001ha（61.3%増），稲刈・脱穀9,486ha（44.2%増）で，それぞれ大きく増加している（第5表）。

00年において稲作が販売額1位の事業体は1,312（うち1,032は稲作単一経営）あり，これが稲作の法人経営体に当たるが，95年に比べて67.1%も増えているものの，まだ

第5表 農家以外の事業体による稲作面積

（単位 ha，%）

	90年	95	00	増加率		
				95/90	00/95	
稲作付面積	6,507	12,021	18,165	84.7	51.1	
請負面積	全作業	1,843	2,301	2,844	24.9	23.6
	耕耘・代かき	3,495	3,846	5,931	10.0	54.2
	田植	2,494	3,721	6,001	49.2	61.3
	稲刈・脱穀	5,048	6,579	9,486	30.3	44.2
田借入面積	9,638	12,871	26,976	33.5	109.6	

資料 第3表に同じ

数は少ない。規模別にみると、稲作付面積2.0ha未満が321あり、2.0～5.0haが182、5.0～10.0haが219で、10.0ha以上は590である。稲作法人経営体には地域的な偏りがあり、10.0ha以上の経営体の多い県は、富山(148)、新潟(74)、福井(38)、宮城(32)、滋賀(31)で、この5県で55%を占めている。

このように、農家以外の農業事業体による稲作経営は、数も作付面積も大きく伸びているものの、作付面積は稲作全体の1.1%を占めるに過ぎず、作業受託を入れても2%程度に過ぎない。

(7) 農業サービス事業体

農業サービス事業体とは、自らは農業経営の主体ではないが、農家等から委託を受けて農作業の一部を行う事業体のことであり、00年に19,706ある。そのほとんどは任意組合(受託組合等11,556)と農業団体(農協等6,777)である。稲作部門の農業サービス事業体は12,377あり、95年に比べて8.8%増加し、受託面積も135万1千haに達しているが、その大部分は防除(59万8千ha)と乾燥・調整(46万7千ha)である。その他の稲作作業の受託面積は、全作業5,530ha(95年に比べて50.9%増)、耕起・代

かき5万565ha(20.5%増)、田植4万2,777ha(49.2%増)、稲刈・脱穀10万4,201ha(30.8%増)であり、これらも大きく伸びており、農家の高齢化、作業委託の受け皿になっている(第6表)。

3 稲作の生産費と所得

次に、稲作の生産費と所得の構造を生産費調査によって概観する。

(1) 生産費の構成

00年産の水稻の60kg当たりの生産費(自己資本利子・自作地代を除く、以下同じ)^(注5)は14,859円であり、その構成をみると、物財費が8,791円で生産費の59%を占め、労働費は5,900円(40%)である。物財費の内訳は、農機具費3,059円、賃借料及び料金(作業委託料等)1,433円、肥料費896円、農薬費835円、土地改良負担金803円、建物費485円、種苗費395円、光熱費338円、その他547円である。労働費はほとんど家族労働費であるため、農家にとってはこの部分が所得となる。

10a当たりの稲作労働時間は34.2時間であり、例えば、0.5haの稲作経営では労働時間は171時間(1日8時間として21日)、1.0haでは342時間(同43日)となり、この程度の作業量は兼業労働(土日、朝晩)や高齢者の労働で十分やっていける。なお、労働時間の内訳は、管理7.0時間、刈取脱穀5.6時間、田植4.7時間、耕起整地4.2時間、育苗4.1時間、その他(施肥、乾燥等)8.6時

第6表 農業サービス事業体請負面積

	(単位 ha, %)				
	90年	95	00	増加率	
				95/90	00/95
全作業	3 215	3 664	5 530	14.0	50.9
耕起・代かき	48 841	41 964	50 565	14.1	20.5
田植	23 284	28 678	42 777	23.2	49.2
稲刈・脱穀	64 449	79 675	104 201	23.6	30.8

資料 第3表に同じ

間である。

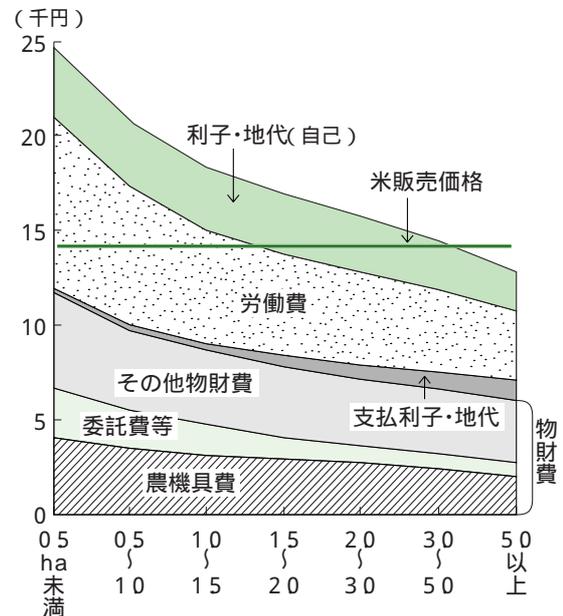
(注5) 自己資本利子・自作地地代を含めた「全算入生産費」という概念もあるが、自己資本利子・自作地地代は実際の支払いが発生しないため農家には費用であるという認識はなく、本稿では、特に断りがない限り自己資本利子・自作地地代を除いた生産費(支払地代・利子は含む)で議論する。

(2) 規模別生産費

稲作の生産費は規模によって大きな格差がある。60kg当たりの生産費は、0.5ha未満が21,065円であるのに対して、0.5~1.0haは17,345円、2.0~3.0haは12,886円、3.0~5.0haは11,932円と、規模が大きくなるほど生産費は下がっている(第5図)。

これは、規模が大きくなれば農業機械の利用度が上がって物財費が低下し、また労働の効率(特に管理労働)が上がるためであり、例えば、物財費のうち最大の費用項目である農機具費をみると、0.5ha未満が4,050円であるのに対し、2.0~3.0haは2,837円、5.0ha以上は2,163円である。また、委託費等についても、小規模層は作業委託の比率が高いため、0.5ha未満では2,717円であるのに対し、5.0ha以上は647円である。労働費についても、0.5ha未満が9,134円であるのに対して、2.0~3.0haは4,931円、5.0ha以上は3,652円であり、規模が大きいほど小さくなっている。ただし、支払利子・地代だけは、大規模層のほうが土地を借り入れている割合が高く、また借入金も多いため、0.5ha未満が140円であるのに対して、3.0~5.0haは949円、5.0ha以上は1,004円となっている。

第5図 作付規模別米生産費
(60kg当たり,2000年産)



資料 農林水産省「米生産費統計」
(注) 「利子・地代(自己)」は自己資本利子・自作地地代。

(3) 稲作所得

10aから得られる平均稲作所得(稲作経営安定対策〔稲経〕による補填金を加えたもの、00年)は54,352円であり、1日当たり(8時間労働)の平均所得は13,959円である。これに平均的な稲作付面積0.7haをかけると、1戸当たりの稲作所得は38万円に過ぎない(第7表)。農家はこれだけではとても生活できず、ほとんどの農家は兼業所得に多くを依存しながら、稲作による所得をそれに加えて生計を維持しているのが現状である。

稲作所得(10a当たり)を規模別にみると、0.5ha未満は25,053円であるのに対して、0.5~1.0haは43,354円、2.0~3.0haは64,850円、5.0ha以上は63,244円である。1日当たりの所得でみると、0.5ha未満が4,244円で

第7表 作付規模別稲作所得(2000年産)

	(単位)	0.5 ha 未満	0.5 1.0	1.0 1.5	1.5 2.0	2.0 3.0	3.0 5.0	5.0 以上	平均
10a当たり所得	(円)	25,053	43,354	55,116	59,482	64,850	64,664	63,244	54,352
1日当たり所得	(円)	4,244	8,695	13,505	15,460	18,736	21,782	25,867	13,959
10a当たり労働時間	(時間)	51.4	42.0	34.2	31.6	29.3	25.3	21.0	34.2
労働日数	(日)	19	26	43	59	73	95	131	30
稲作所得 (基準面積)	(千円) (ha)	75 (0.3)	217 (0.5)	551 (1.0)	892 (1.5)	1,297 (2.0)	1,940 (3.0)	3,162 (5.0)	380 (0.7)

資料 農林水産省「米生産費統計」

(注)1 10a当たり所得,1日当たり所得は,稲作経営安定資金給付金を含む。

2 労働日数=10a当たり労働時間×(基準面積)÷8(1日8時間労働として計算)

3 稲作所得=1日当たり所得×労働日数

4 (基準面積)は稲作所得,労働日数を計算するためのもので各区分の下限をとる
(0.5ha未満は0.3ha)

あるのに対して,1.0~1.5haは8,695円,5.0ha以上は25,867円であり,規模間の格差は非常に大きい。これをもとに規模別の稲作所得を試算してみると,0.3haの稲作では7万5千円,0.5haで21万7千円,1.0haでは55万1千円であり,5.0haの稲を作付しても得られる所得は316万2千円に過ぎない。10.0haでようやく632万4千円になるが,10.0ha以上の稲作農家は全国に5,184戸,10.0ha以上の稲作法人経営は356に過ぎない。

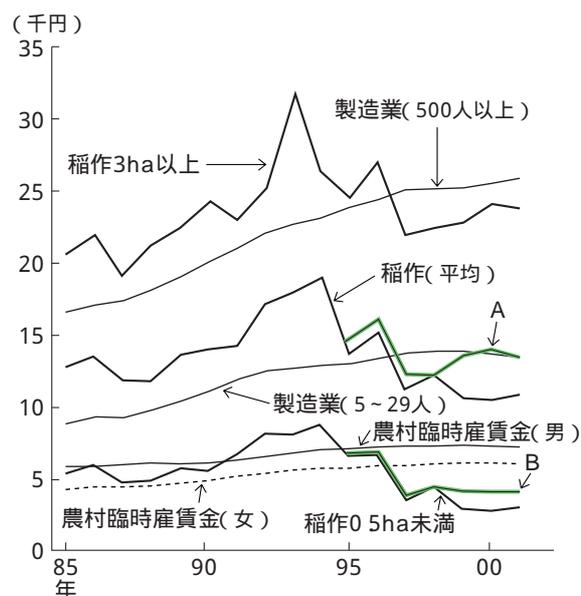
1日当たりの稲作所得を他産業と比較すると,従業員数5~29人の製造業の1日当たり賃金は13,653円であり,稲経による補填金を加えた稲作所得(13,959円)とほぼ同一水準である(2000年)。90年代前半までは,稲作所得は製造業(5~29人)の水準を上回っていたが,その後の米価低下に伴って稲作所得は低下した(第6図)。ただし,低下したといっても,1日当たりの稲作所得(稲経を含む)は農村臨時雇賃金(男性7,276円,女性6,140円)に比べれば2倍

近い水準である。稲作農家の6割を占める0.5ha未満の1日当たりの所得は農村臨時雇賃金を大きく下回っているが,こうした低い所得しか得られなくとも稲作を継続しているのは,農村の老人や主婦には雇用機会が乏しく,また高齢者はわずかな年金で生活しているため

(注6)あり,農家はわずかでも所得がある限り稲作を継続している。また,稲作をやめれば米を購入しなければならず,その購入費用との関係も計算して稲作を継続していると考えられる。

(注6)国民年金(老齢基礎年金,65歳以上が対象)

第6図 稲作所得と他産業賃金(1日当たり)



資料 農林水産省「米生産費調査」,厚生労働省「毎月勤労統計要覧」,全国農業会議所「農作業料金・農業労賃に関する調査結果」

(注)1 1日8時間労働として算出したもの。

2 A, Bは稲経等の補填金を加えた稲作所得。

の平均受給額は年51万円であり、農業者年金の平均受給額は年25万円である。

4 アンケート調査の結果

(1) アンケートの概要

a アンケートの目的

以上、農業センサスと生産費調査から日本の稲作の実態を概観したが、稲作の現場では実際どのようなことが起きているのであろうか。そのことを調べるために、栃木県のT町の1つの集落(S集落)を選び、その全農家(一部既に離農した農家を含む)を対象にアンケート調査を行った。このアンケートでは、稲作の担い手の現状、後継者の実態、農業機械の保有状況、将来への展望、集落営農の可能性を中心に調査した。

b アンケートの対象と回収率

S集落の世帯数は30戸であるが、そのうち、今回のアンケートの対象としたのは農家(元農家6戸を含む)26戸であり、調査は03年10月に実施した。集落の取りまとめ役的な方をお願いして戸別訪問で配布・回収した。その結果、26戸すべてから回答いただき、回収率は100%であった。また、その一部に対して追加的なヒアリングを行った。

c 調査対象地域の概況

調査対象としたS集落は栃木県の稲作地帯にあり、集落内の農地面積は43haである(注7) (うち水田32ha)。農家戸数は21戸で、1戸

当たりの経営耕地面積は2.0haと比較的大きい(全国の平均は1.2ha、栃木県の平均は1.5ha、2000年センサス)。稲作が中心であり、転作作物として麦(大麦、大豆)があるほかは、一部の農家が、野菜(キュウリ、トマト)、イチゴ、タバコを栽培している。また、この集落に畜産農家はない。

00年の農家21戸のうち、専業農家は1戸のみであり、他はすべて兼業農家である。(注8) 主業農家は2戸であるが、65歳未満の農業専従者がいる主業農家は1戸のみであり、兼業農家主体の典型的な稲作地域である。

当集落は宇都宮市まで車で40~50分の距離にあり、かろうじて宇都宮市の通勤圏内にある。中山間地域ではないが里山的な自然を残しており、現在、基盤整備が検討されている。農家人口109人のうち、65歳以上は22人(20.2%)であるが、30~59歳も36人(33.0%)、29歳未満も14人(12.8%)おり、高齢化が過度に進んだ集落ではない。

(注7) 2000年農業センサスにおいてS集落の農家戸数は21戸であったが、その後1戸が離農したため、アンケート調査時の農家戸数は20戸であった。

(注8) 「主業農家」の定義は、「農業所得が主(農家所得の50%以上が農業所得)で、65歳未満の農業従事60日以上のある者」である。従来の「専業農家」「第1種兼業農家」から高齢者だけが農業に従事している農家を除いた概念である。

(2) アンケート調査の結果

a 調査対象世帯の分類

26戸の回答世帯は、次の4つに大きく分類でき、以下では、主にこの分類に従って分析を行う(第8表)。

A・・・経営規模が大きく(2ha以上)、将

来の担い手になりうる可能性がある（7戸）。

B・・・現在は自己所有の農業機械で自ら稲作の作業を行っているが、後継者の動向等から将来的には稲作を委託に依存する可能性がある（7戸）。

C・・・経営規模がそれほど大きくはなく、既に稲作はほとんど委託している（6戸）。

D・・・既に農業をやめており、農地は賃貸または休耕している（6戸）。

いずれの世帯も農地を所有しているが、このうちDの6戸は既に農業をやめているため、農業センサスでは「土地持ち非農家」に分類されている。

b 農業経営

当集落の農業経営は稲作が中心であるが、転作作物として大麦を7haほど作付けしており、そのほか大豆、そばなども一部の農家で作られている。また、No.4、No.6の農家はトマト、キュウリのハウス栽培をしており、No.5の農家はイチゴを栽培している。また、3戸の農家がナシを栽培し、No.10の農家は葉タバコ、No.19の農家はアスパラガスを栽培している。

A、B、Cの稲作農家19戸（20戸のうち1戸は稲作なし）の平均稲作付面積は0.95haである。Aは全戸が田植機、コンバインを所有し自己労働で稲作を行ってお

第8表 アンケート調査結果(1)

No	分類	農地面積	稲作付面積	委託面積		農業機械(使用年数)					稲作採算性				
		a	a	田植	収穫	乗用	歩行	田植	コンバイン	バインダー	勤労者並	ある程度	奨励金	赤字	その他
1	A	650	150			5	16	4	4			1			
2	A	495	250			10		10	7				1		
3	A	400	170			18		8	10				1		
4	A	380	270			18		4	18					1	
5	A	300	150			28		10	中古			1			
6	A	300	90			7		5	0				1		
7	A	210	80			22		7	2					1	
8	B	330	140			6	15	10	2				1	1	
9	B	200	100			8		中古	中古						
10	B	120	50	30		14	3	25	4	22			1		
11	B	100	60		60	7		14					1		
12	B	95	64			10		6	10				1		
13	B	85	45		45	10		10							1
14	B	74	34		34	7	26	中古						1	
15	C	128	45	45	45							1			
16	C	60	30			3		0	中古	中古				1	
17	C	50	28	28	28								1		
18	C	40	30	30	30									1	
19	C	35	0			2	5								
20	C	17	12	12	12										1
21	D	155	0												
22	D	80	0												
23	D	46	0												
24	D	33	0												
25	D	23	0												
26	D	17	0												
計		4 423	1 798	145	254						0	4	8	5	2

(注) 稲作採算性の「ある程度」とは「稲作によってある程度の所得が得られる」という意味であり、「奨励金」とは「転作奨励金を含めると赤字ではない」という意味である。

り、農地を借入している農家が4戸（No.1 100a, No.2 223a, No.4 180a, No.5 200a）ある。Bのうち3戸は収穫作業を委託しており、他の農家も規模が零細で新しい農業機械を買う余力がないため、農業機械を長く使用したり、また中古機を購入するなどのコスト削減の努力をしている。Cのうち4戸は、田植、稲刈とも委託しており、自らは農業機械を所有していない。

稲作による所得についての認識は、「勤労者並みの所得がある」と答えているものはなく、「ある程度の所得が得られる」が4戸、「転作奨励金があるため赤字ではない」というものが8戸、「赤字である」とするものが5戸、「その他」が2戸であった。

c 世帯員と農業労働力

26戸の平均の世帯員数は4.4人であるが、農家ごとに大きな差がある。A, Bでは、1戸を除いてすべて三世代世帯であるが、一方、C, Dでは三世代がいる家は10戸中2戸のみであり、特に、Dでは40歳未満がいるのはNo.24のみである（No.16, No.17, No.21, No.23, No.25, No.26の6戸は高齢一世代）。このことから、ある程度の経営規模を有し農業を継続している農家は三世代世帯が多いが、農業をやめたり委託に依存せざるをえなくなった世帯では、子弟が都市に移り住んで高齢一世代になっている傾向があることがわかる。

農業労働力は当集落でも60歳以上が中心であり、農業専従者（25名）を年齢別にみると、70代7人、60代11人、50代5人、40

代0名、30代2名、20代0名で、60歳以上が72%を占める。30代の2名はともに女性であり、イチゴ、施設園芸を行っている。

d 家の後継ぎ

26戸のうち後継ぎ^(注9)がいる家は20戸であり、後継ぎがない家が5戸、その他が1戸（子弟がまだ若くどうなるか不明）である（第9表）。A, B, Cでは、20戸のうち2戸（No.13は娘がいるが先行き不明、No.16は息子がおらず高齢一世代）を除いて後継ぎがいるが、Dでは6戸中4戸が後継ぎがない。このように、農業を継続している家には後継ぎがいるが、農業を継続していない、あるいは継続できなくなった家には後継ぎがないという傾向があり、後継ぎのいない家は、今後、家として維持できなくなる可能性がある。

A, Bの14戸中11戸では、後継ぎは農業にある程度従事しており、今後も農業の担い手になる可能性がある。一方、Cでは5人の後継ぎのうち農業を手伝っているのは1人のみで、4人は全く農業にかかわっていない。

しかし、「10年後に後継ぎが農業に従事しているか」という問いに対しては、「農業を中心的に担っている」というものは3戸、「手伝う程度」とするものが2戸のみであり、「全く従事しない」とするものが4戸で、9戸は「不明、未定」である。特に、A, Bにおいても、「全く従事しない」が3戸、「不明、未定」が6戸あった。このことから、現在は家の農業の手伝いをし

第9表 アンケート調査結果(2)

No	分類	農地面積 (a)	世帯員数	後継ぎ			後継ぎと農業 (現状)			後継ぎと農業 (10年後)				稲作10年後					集落営農				
				いる	いない	不明	農業中心	手伝う	なし	農業中心	手伝う	なし	不明	規模拡大	現状程度	作業委託	中止	不明印	可能	条件次第	困難	不明	
1	A	650	6	1				1							1					1			
2	A	495	3	1				1		1							1						1
3	A	400	5	1				1				1				1							
4	A	380	8	1				1		1					1							1	
5	A	300	6	1				1				1						1				1	
6	A	300	5	1				1		1					1					1			
7	A	210	5	1					1			1			1							1	
8	B	330	7	1						1			1						1				
9	B	200	6	1					1				1						1				
10	B	120	6	1				1					1					1				1	
11	B	100	6	1				1				1					1			1			
12	B	95	5	1				1					1				1			1			
13	B	85	4	1		1		1					1				1					1	
14	B	74	6	1				1				1			1							1	
15	C	128	3	1				1					1				1						
16	C	60	3		1												1		1				
17	C	50	1	1						1			1					1					1
18	C	40	7	1						1				1				1					1
19	C	35	3	1						1				1									1
20	C	17	6	1						1			1						1				1
21	D	155	1			1														1			
22	D	80	3			1																	
23	D	46	2			1																	
24	D	33	3	1																			
25	D	23	2	1																			
26	D	17	2			1																1	
計		4,423	114	20	5	1	0	12	7	3	2	5	9	0	7	5	1	6	2	7	9	4	4

(注)1 「世帯数」の色網かけした家は三世代が同居している世帯。
2 「後継ぎと農業」の「なし」は「農業に全く従事していない」という意味。

ている後継ぎも、将来はどうなるかはわからないという家が多いと言える。

e 稲作の将来展望

稲作の将来(10年後)については、「現状維持」が7戸あり、また「委託により継続する」というのが5戸あるが、「拡大する」という経営体は1戸もなかった。一方、「やめる」が1戸、「不明」が6戸あり、そのなかには農政の将来に対する不透明感を指摘する回答が多くみられた。特に、Cでは「不明」が5戸中3戸であった。

この回答状況と後継ぎの状況を勘案する

と、当集落で10年後も稲作を自家労働で継続しているのは19戸中6戸程度であると推定できる(現在は15戸)。また、委託して継続しているのが8戸程度、稲作をやめるのが5戸程度で、10年後に稲作農家戸数は14戸程度(現在は19戸)になると予想される。

集落営農については、「可能である」とするものは2戸のみであるが、「条件次第では可能である」とするものが9戸あり、合わせて11戸は可能性があるという回答であった。一方、困難であるとするものも9戸あり、不明・無回答が8戸であった。特に、A、Bでは14戸中7戸が「困難」と回

答しているのが注目される。既に現在ある程度の経営規模がある農家は、個人で稲作を継続する意向が強く、集落営農は望んでいないし、できないと考えている。

(注9) ここでいう「後継ぎ」は「家の後継ぎ」であり、「農業後継者」ではない。

5 稲作農業の展望と課題

最後に、以上の統計データによる分析とアンケート調査の結果から、今後の稲作農業の見通しと課題を検討してみたい。

(1) 稲作農家の見通し

稲作の担い手は高齢化しており、今後の10年ほどで「昭和一けた世代」のリタイアがほぼ完了することが見込まれるため、農業構造の変化が進むことは確実である。また、従来のような1ha程度の農家がすべて農業機械を一式所有して稲作を行うことは困難になってきており、小規模稲作農家は農作業の委託を進めるか離農していくであろう。

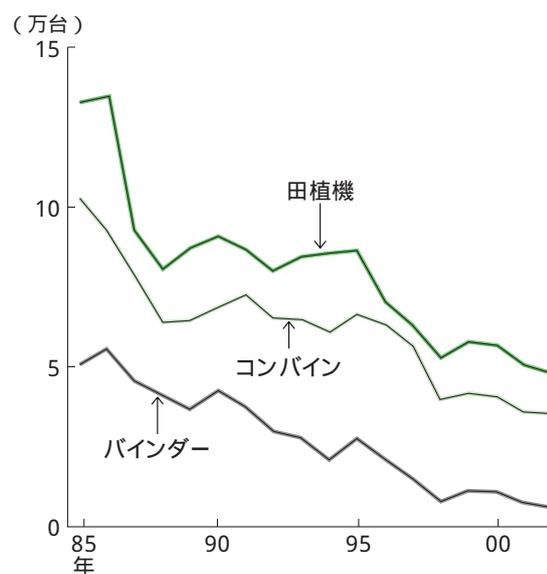
そのことは、最近の農業機械の販売状況をみるとより明確になる。例えば、02年の農業機械の生産台数（ほぼ販売台数と等しい）は、田植機4万8千台、コンバイン3万6千台、バインダー7千台である（第7図）。ここ数年、田植機の販売台数は5～6万台、コンバインの販売台数は4～5万台で推移しており、バインダーの販売台数は近年急減している。例えば、田植機が今後も年間5万台売れ、田植機の使用年数は10年とすると、10年後に田植機を所有して

いる経営体は50万戸になる。同様に、コンバインは年販売台数4万台で使用年数を10年とすると、10年後にコンバインを所有している経営体は40万戸になる。バインダーで収穫作業を行う農家は今後ますます少なくなるであろう。今後、農業機械の販売台数が反転することは考えにくく、このことから、もし上記の条件が正しければ、農業機械を所有して稲作を営むような経営体（集落営農を含む）は、10年後に50万戸（経営体）^(注10)程度になるであろう。

もちろん、収益性は低いが小規模ながら主な作業は委託しながら稲作を継続していく農家も多く残ると考えられるが、稲作農家戸数はこうした委託農家も含めても今後100万戸に向けて減少していくと考えられる。

(注10) 農業機械業界では、田植機、コンバインの使用年数は10年程度とされているが、アンケート調査によると、農業機械を20年近く使用している農家もあり、また中古農業機械がかなり流

第7図 農業機械生産台数



資料 経済産業省『機械統計年鑑』

通していることがわかる。このことを考慮して田植機の平均使用年数を15年とすると、今後年間5万台売れ続けると仮定すると、10年に田植機を所有している農家は80万戸程度になる。なお、農業機械業界の人の話によると、所有しているというだけで納屋の中にあってもはや稼働していない農業機械も2割程度はあるのではないかとのことであり、センサス統計での農業機械所有は実際に稼働している農業機械とは多少乖離していると考えられる。

(2) 稲作の構造改革の可能性

このように、稲作農家戸数が減少することは確実であるが、それにより農林水産省の考えているような稲作の構造改革が本当に進むであろうか。

農林水産省は、米政策改革の論議の過程で2010年を目標とした「米づくりの本来あるべき姿」を示している。「本来」とはおかしの表現であるが、「効率的かつ安定的な農業経営が稲作（米づくり）の相当部分を占める」という意味であり、「効率的かつ安定的な農業経営」として、33～37万戸の農家（単一経営18万戸、複合経営15～19万戸）と法人経営体3～4万を想定し、これらの経営体に農地の6割を集中させるとしており、水田農業については、平均経営面積14haの8万戸程度の稲作農家が水田経営面積の6割のシェアを有するという目標を示している。しかし、現在（00年）は水田農業の主要農家9.7万戸の平均経営面積は4.6haで目標とは大きく乖離しており、2010年までに上記の構造改革を成し遂げるのは非常に難しいと考えられる。

例えば、アンケート調査を行ったS集落では、農地面積が43haあり、平均14haということは、この集落では3戸の経営体でよ

いということになる。現在の20戸の農家が10年後に減少するとはいえ、14戸程度は残る見込みであり、自家労働で農業を営む農家も6戸は残ると考えられる。たとえ当集落で6戸だけが残るとしてもその平均経営面積は7haである。

ただし、後継者の将来について不明・未定と答えている家が多く、また農家の稲作所得に対する認識では「転作奨励金を含めると赤字ではない」という回答が8戸あり、これらの農家は米政策改革で転作奨励金の体系が変わるため、今後稲作をやめる可能性がある。現在赤字であると認識している5戸は農業機械の更新はせずに、委託するか稲作をやめるであろう。そういう意味では、新しい米政策によって今後農家戸数の減少が加速し、一部の農家に農地が集積する過程がこれまで以上に進む可能性がある。しかし、本集落では個別経営体が育つような状況になく、集落営農を進めるという方向が考えられるが、それもアンケート調査からみると農林水産省が期待しているようなスピードでスムーズに進むことは難しいと思われる。こうした状況は全国どこでも全く同じではないであろうが、多くの集落が直面している状況であると推測される。^(注11)

(注11) 今回のアンケート調査は栃木県の1集落だけの調査であり、この集落だけで全国を推定するのはやや乱暴であろう。東北地方、西日本地方、中山間地域など、立地条件の異なる数集落での同様の調査が必要であると考えられる。

(3) 経営政策の課題

今後、稲作の担い手の世代交代が進み農業就業人口の減少が進むことは確実にあ

り、また稲作のコスト削減が求められており生産構造の改革を進めなければならないという米政策改革の方向性は基本的には正しいと思う。現在のように作付面積0.5ha未満の経営体が6割も占める状況は長続きせず、小規模農家の委託・離農が進むであろうし、その受け皿づくりが大きな課題になっている。

しかし、その構造改革を政策によって加速し、目標とするような規模に進めることができるかという点、農村の実態をみると極めて疑わしいと考えられる。これまでのトレンド（90年から00年の10年間で稲作農家は80万戸減少）と農業機械の販売動向から10年後に稲作農家は150万戸程度（うち自家労働によるもの60万戸程度、委託によるもの90万戸程度）になる見込みであるが、60万戸を中核的担い手としてもその平均稲作付面積は3haであり、目標とはほど遠い。

また、稲作の構造改革論議が稲作の経営規模だけを論じているのも問題であろう。農家の労働の年間稼動を考える必要があるし、所得の安定的確保が必要である。近年、国境措置を軽減・撤廃して直接所得補償に置き換えるという議論が盛んになりつつあるが、財政負担の増大、農家の選別の困難性など、導入にあたり解決しなければならない問題が多く、国境措置をすべて財政支出に置き換えることはできないと思う。国境措置を今後も維持することは必要であり、また、価格・所得政策の充実がなければ、農家が稲作経営に意欲を持つことはできないだろう。

（4）農協経営への影響

農林水産省の考えるようには構造改革が進まないにしても、稲作農家が減少していくことは避けられず、稲作農家の減少は二つの面で農協経営に大きな影響を与えることになるだろう。

一つは、農協の組織基盤である組合員の問題である。米政策改革がなくとも、農業者の高齢化、世代交代により農協は組合員問題への対応を迫られていたが、今後、農家戸数がさらに減少することは確実であり、農協の組織や経営方針の見直し、正組合員・准組合員との関係の再構築が求められるであろう。

もう一つは、農協の経済事業、営農指導事業への影響である。これについては、現在、経済事業改革が進められており、また米政策改革に対応した「米改革戦略」が進められている。農協系統はこのなかで「水田営農実践組合」を地域水田農業ビジョンを実践する組合と位置づけ、農協組織として地域農業の構造改革に取り組むことにしている。農協系統は、これまでも地域営農集団、農業機械銀行、ミニライスセンターなど、地域が一体となった農業組織化、効率化に努力してきたが、今後もこれまでの経験・実績を生かし、集落営農を進めるなど組合員や地域との関係を強化・再構築し、農協の他事業（販売事業、金融事業等）と有機的に結びついていくような取組みを進めていく必要があるだろう。

（主任研究員 清水徹朗・しみずてつろう）